

おくやみハンドブック

～今後のお手続きについて～

都城市では、おくやみ窓口を設置して、ご遺族の方が行う様々なお手続きをサポートしています。

利用の際は、時間に余裕を持ってお越してください。

開庁時間 平日 8：30 ～ 17：15

休日明けの午前中及び12時から13時は、窓口が
混み合うためお待ちいただきます。混み合う時間を避
けてご利用ください。

市民課 おくやみ窓口
都城市本庁舎1階市民課内
TEL 0986-23-2178

総合支所・地区市民センターでもお手続きできます。

詳細は各施設にお問い合わせください。

目 次

○今後のお手続きの流れ	2～3 ページ
○おくやみ窓口にお持ちいただくもの	4 ページ
○おくやみ窓口対象のお手続き（市役所でのお手続き）	5～11 ページ
○委任状に関するご案内	12～15 ページ
○各種証明書の発行について	16 ページ
○空き家等情報バンク、農業施設情報バンク	17 ページ
○市役所以外で行うお手続き	18～19 ページ
○家庭ごみの処分	20 ページ
○死亡に関してよくある質問	21 ページ
○庁舎案内	22 ページ

MEMO

[illegible]

今後のお手続きの流れ

1 市役所でのお手続きに必要なものを確認する

故人の状況等によってお手続き内容が異なります。4 ページ以降を参考に、必要なものをご確認いただいてからお越しください。

2 おくやみ窓口へお越しください

お手続きに必要なものをご確認いただき、おくやみ窓口にお越しください。おくやみ窓口では、市役所内でのお手続きをサポートいたします。ご不明な点があっても、まずはおくやみ窓口にお越しください。

※休日明けの午前中及び12時から13時は、窓口が混み合うためお待ちいただくことがあります。混み合う時間を避けてご利用ください。

3 厚生年金受給者は年金事務所での手続きが必要です

厚生年金の受給者が死亡された場合は、年金事務所での手続きが必要ですが、来客者・予定者が多い場合は、おくやみ窓口に来られた当日に年金事務所の手続きができないこともありますので、戸籍証明書等の提出書類が揃う時期に年金事務所の予約をすることをお勧めします。

4 おくやみ窓口での手続き

おくやみ窓口にて、市役所内で必要なお手続きをご案内いたします。聞き取り等を基に、各窓口で必要な申請書等をお渡しいたします。故人や申請者のマイナンバーカードを持参いただくとスムーズな申請が可能です。

おくやみ窓口にお持ちいただくもの

お越しの際には、下記の内該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。なお、手続き別の必要なものにつきましては、次ページ以降をご参照ください。

●ご遺族の方のもの

- ☐ マイナンバーカード（お持ちの方）
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの（1点）
※運転免許証、パスポート、障がい者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は次のものから2点
※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- ☐ 預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表・喪主）
- ☐ 亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種税を口座引き落としされている場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印

●亡くなった方のもの ※無くした、見つからない場合でもご案内いたします。

- ☐ 国民年金手帳又は国民年金証書（振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可）
- ☐ 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- ☐ マイナンバーカードまたは、個人番号通知カード
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者被保険者証
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。
被保険者証が必要となります。喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証等）もお持ちください。
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（税控除、生命保険等の各種手続きで手帳の写しが必要な場合がありますので事前にコピーをお取りください。）
- ☐ 子ども医療費受給資格証、重度心身障害者医療費受給者証、母子父子等医療費受給資格証、福祉サービス受給者証、児童扶養手当証書
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

印鑑登録		市民課 TEL 0986-23-2128 【ピンク】②番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
印鑑登録をしている方	印鑑登録証の返還	印鑑登録証 ※故人の証明書は、死亡と同時に発行できなくなります。

国民年金		保険年金課 TEL 0986-23-2629 【黄色】⑥番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
国民年金を受給している方	未支給年金・ 未支払給付金の請求	- 請求者のマイナンバーが確認できるもの - 改製原戸籍、現在戸籍謄本（死亡者と請求者の関係により要否） - 生計同一申立書（故人と請求者の世帯届出により要否） - 請求者の口座が確認できるもの - 故人の年金手帳又は年金証書 - 死亡診断書の写し（死亡の届出、遺族年金の申請の場合） - 委任状（代理申請の場合）
	死亡の届出	
	遺族年金の申請	
国民年金(1号)に加入している方	寡婦年金の申請	窓口でお尋ねください
	死亡一時金の請求	
	遺族年金の申請	
- 厚生年金に加入している方 - 厚生年金を受給している方	年金事務所での手続きがあります	まずは、窓口でお尋ねください
- 共済年金に加入している方 - 共済年金を受給している方	共済組合での手続きがある場合があります	

※各種請求手続できる方には、一定の要件があります。必要書類等を確認し、年金事務所を案内します。

1) 厚生年金の受給者が死亡した場合の年金の手続については、必要書類等を確認し、年金事務所を案内します。

2) 厚生年金の加入者が死亡した場合は勤務先へご確認ください。

国民健康保険		保険年金課 TEL 0986-23-2127 【黄色】⑦番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
- 国民健康保険に加入している方 - 国民健康保険に加入している方の世帯主の方	葬祭費の支給申請 （葬祭を行った場合）	- 喪主が確認できるもの - 喪主の口座が確認できるもの
	世帯変更	- 世帯員の保険証 - 届出者のマイナンバーが確認できるもの
	振込口座の指定 （還付金がある場合）	納税義務者、法定相続人名義の振込口座の確認できるもの
	各種認定証などの返還	- 限度額認定証 - 標準負担額減額認定証 - 特定疾病療養受領証 など
	保険証の返還	- 故人の保険証 - 故人及び世帯主のマイナンバーが確認できるもの - 委任状（別世帯の方が申請する場合）
	資格喪失/適用終了	
	送付先の変更 （変更がある場合）	

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

後期高齢者医療		保険年金課 TEL 0986-23-2127 【黄色】⑧番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
- 後期高齢者医療に加入している方 65歳以上で後期高齢者医療に加入している方	葬祭費の支給申請（葬祭を行った場合）	- 喪主が確認できるもの - 喪主の口座が確認できるもの
	振込口座の指定（還付金がある場合）	法定相続人名義の振込口座の確認できるもの
	各種認定証などの返還	- 限度額認定証 - 標準負担額減額認定証 - 特定疾病療養受領証 など
	保険証の返還	故人の保険証
	送付先の設定（高額療養費等）	

※国民健康保険及び後期高齢者医療以外の健康保険については、ご加入の健康保険（事業所等）での手続きになります。

介護保険		介護保険課 TEL 0986-23-2114 【オレンジ】7番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
65歳以上の方 40歳以上64歳以下で介護認定を受けている方（生活保護対象者を除く）	喪失	- 被保険者証又は資格者証 - 相続人代表者の口座が確認できるもの - 負担割合証 - 負担限度額認定証 - 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
	介護保険料の還付	
	送付先の変更	
	高額介護サービス費等給付費の申請（該当する方のみ）	

特別児童扶養手当		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
特別児童扶養手当の受給者	資格喪失	- 死亡日が確認できるもの - 戸籍謄本（故人が反映された状態のもの） - 受給者、配偶者などの扶養義務者、対象児童のマイナンバーが確認できるもの - 口座が確認できるもの
	新規認定	
特別児童扶養手当の対象児童	資格喪失または額改定	- 死亡日が確認できる書類 - 受給者のマイナンバーが確認できるもの

重度心身障害者医療		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
重度心身障害者医療の対象者	資格喪失	- 重度心身障害者医療費受給資格証 - 相続人の口座が確認できるもの（未支給の助成がある場合）

療育手帳		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
療育手帳をお持ちの方	手帳の返還（本人が亡くなったとき）	- 療育手帳 - 保護者の本人確認ができるもの
	記載事項の変更（保護者が亡くなったとき）	

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

身体障害者手帳		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
身体障害者手帳をお持ちの方	手帳の返還	- 身体障害者手帳 - 本人のマイナンバーが確認できるもの

精神障害者保健福祉手帳		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳の返還	精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療費助成		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
育成医療の受給者	不要	
育成医療の受給者の保護者	保護者の変更	- 保護者のマイナンバーが確認できるもの - 自立支援医療費助成受給資格者証
更生医療、精神通院の受給者	不要	

特別障害者手当/障害児福祉手当		障がい福祉課 TEL 0986-23-2980 【水色】6番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
- 特別障害者手当の受給者 - 障害児福祉手当の受給者	資格喪失 振込口座の変更	相続人の口座が確認できるもの

児童手当		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
児童手当の受給者	未支給請求	対象児童の口座が確認できるもの
	資格喪失	
	認定請求	配偶者または養育者の - 口座が確認できるもの - 健康保険証（共済の方） - マイナンバーが確認できるもの
児童手当の対象児童	資格喪失または額改定	

子ども医療費助成		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
子ども医療費助成の対象児童	資格喪失	子ども医療費受給資格証
子ども医療費助成の対象児童の保護者	保険情報の変更 （保険証が変わる場合）	- 子ども医療費受給資格証 - 保険証の被保険者のマイナンバーが確認できるもの - 児童の保険証
	口座の変更 （口座が変わる場合）	- 子ども医療費受給資格証 - 保護者または養育者の口座が確認できるもの

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

児童扶養手当		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
児童扶養手当の受給者	資格喪失	- 児童扶養手当証書 - 対象児童の口座が確認できるもの（未支給の医療費助成がある場合）
	未支払手当の請求	
	新規認定	窓口でお尋ねください
児童扶養手当の扶養義務者	支給停止の解除（該当する場合のみ）	児童扶養手当証書
児童扶養手当の対象児童	資格喪失または額改定	児童扶養手当証書

母子及び父子家庭医療		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
母子及び父子家庭医療費助成の対象の保護者	資格喪失	- 母子・父子等医療費受給資格証 - 対象児童の口座が確認できるもの
	新規認定	受付窓口でお尋ねください
母子及び父子家庭医療費助成の対象の児童	資格喪失または変更	母子・父子等医療費受給資格証

寡婦等医療		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
寡婦医療費助成の対象者	資格喪失	- 寡婦等医療費受給資格証 - 相続人の口座が確認できるもの（未支給の医療費助成がある場合）

養育医療		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
養育医療費助成の対象児童	不要	
養育医療費助成の対象者の保護者	世帯の変更	
	保険情報の変更（保険証が変わる場合）	- 児童の保険証 - 児童のマイナンバーが確認できるもの

保育		保育課 TEL 0986-23-4894 【黄緑色】13番窓口（2階）
亡くなられた方	手続き	必要なもの
保育園等に入園している園児	園に連絡している場合、手続きは不要です	
保育園等に入園している園児の世帯員	支給認定内容の変更	

市民税		市民税課 TEL 0986-23-2123 【青色】12番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
市県民税が課税されている方	市税等関係書類の送付先等届出書	

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

軽自動車税		市民税課 TEL 0986-23-2123 【青色】12番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕用・その他）をお持ちの方	名義変更または廃車	・ナンバープレート（廃車の場合） ※ 軽自動車については軽自動車検査協会宮崎事務所、125ccを超えるバイクについては九州運輸局宮崎運輸支局での手続きが必要です。
軽自動車税が課税されている方	市税等関係書類の送付先等届出書	

納税に関すること		納税管理課 TEL 0986-23-2126 【灰色】11番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
市県民税、軽自動車税、固定資産税に未納がある方	納税相談	
市県民税、軽自動車税、固定資産税を口座振替で納めている方	口座振替の解約、変更	まずは、受付窓口でお尋ねください

固定資産税		資産税課 TEL0986-23-2124 【紫色】10番窓口
亡くなられた方	手続き	必要なもの
固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方	(単独名義の場合) 固定資産税納税通知書等の送付先変更	
	(共有名義の代表者の場合) 共有代表者の変更届	
他者名義の固定資産税に係る書類等の送付先になっている方	固定資産税納税通知書等の送付先変更	
他者名義の固定資産の相続人代表者になっている方	相続人代表者の申告	
未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋納税義務者の変更	受付窓口でお尋ねください

市営墓地		環境政策課 TEL 0986-23-2130 市役所北別館3階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
市営墓地の使用者	使用权の承継	・承継人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの） ※承継人が市内在住者の場合は不要 ・代理人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの） ※承継人が市内又は隣接市町村以外の場合、代理人選任届が必要 ・被承継人と承継人の関係が分かる書類（戸籍謄本等）
市営墓地の使用を希望する方	墓地使用の相談	

犬の登録		環境政策課 TEL 0986-23-2130 市役所北別館3階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
犬の所有者	犬の登録事項変更	犬の登録鑑札

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

上下水道		上下水道局 お客様センター TEL 0986-23-4510
亡くなられた方	手続き	必要なもの
上下水道の契約者	使用中止、名義変更、 送付先変更	

市営住宅		住宅施設課 TEL 0986-23-3105 本庁舎東館3階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
市営住宅に入居中の方	明渡の届出	
	死亡の届出	
	入居の承継承認申請 ※承継要件を満たしている方	・契約書（2通） ・保証人の印鑑証明書 ・保証人の所得証明書、滞納のない証明書（保証人が市内在住者の場合は不要）

森林		森林保全課 TEL 0986-23-2152 市役所北別館3階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
地域森林計画の対象森林をお持ちの方	森林の土地の所有者届出	※相続人による届出が必要 ・森林の土地の位置を示す地図 ・土地の権利を取得したことが確認できる書類（登記事項証明書等）

農地の手続		農業委員会 TEL 0986-23-7868 本庁舎東館4階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
農地をお持ちの方	農地の所有者届出	・権利移動が確認できる書類（登記識別情報通知等の写し） ※法務局での相続登記が完了した後の手続きです
宮崎県農業振興公社（中間管理機構）に農地を貸付している方	賃貸人変更の申出	・賃貸料振込口座の確認できるもの ・届出者の印鑑
宮崎県農業振興公社（中間管理機構）から農地を借受している方	賃借人変更の申出	・賃借料引落とし口座の確認できるもの ・銀行の届出印 ・口座振替依頼書（3枚複写） ・届出者の印鑑

農業者年金		農業委員会 TEL 0986-23-7868 本庁舎東館4階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
・農業者年金の受給者 ・農業者年金の加入者	死亡の届出	・死亡日の記載がある故人の戸籍（除籍）謄本
	未支給年金、一時金の請求 （ある場合）	・請求者と故人との関係がわかる届出者の戸籍謄（抄）本 ・請求者の口座が確認できるもの ※故人の住所地管轄のJA支所で届出することになります

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【故人】

議員年金		議会事務局 TEL 0986-23-7869 本庁舎西館5階
亡くなられた方	手続き	必要なもの
・議員年金に加入している ・議員年金を受給している	※議会事務局へお問い合わせください	

おくやみ窓口対象の手続き（市役所での手続き）【遺族】

住所		市民課 TEL 0986-23-2128 【ピンク】②番窓口
対象者	手続き	必要なもの
新たに世帯主になる方 （残る世帯員が2名以上の場合）	世帯主の変更	・委任状（別世帯の方が手続する場合）

国民健康保険・年金		保険年金課 TEL 0986-23-2127 【黄色】⑥⑦番窓口
対象者	手続き	必要なもの
社会保険等の扶養から 外れて、新たに国民健康保険 に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日から14日以内 国民年金の加入 ※資格喪失日から14日以内	・加入していた社会保険等の資格喪失証明書
国民健康保険に加入していて 世帯主が変わる方	新しい国民健康保険証 の交付（後日郵送）	・変更前の国民健康保険証
・配偶者が亡くなり、 子がいる方 ・夫が亡くなった60歳～64歳 の妻 ・親が亡くなった子 など ※それぞれ受給条件があります ので、窓口でお尋ねください	受けられる年金給付が ないか、確認と相談 （遺族基礎年金、国民 年金寡婦年金、国民年 金死亡一時金など）	

児童扶養手当、母子・父子等医療費助成、寡婦医療助成など		こども政策課 TEL 0986-23-2684 【緑色】3番窓口
対象者	手続き	必要なもの
ひとり親など	お子さまに関して 受けられる手当・助成 等の確認、相談（児童 扶養手当、母子及び 父子家庭医療助成など）	受付窓口でお尋ねください
寡婦医療助成の対象となる方	相談	

保育		保育課 TEL 0986-23-4894 【黄緑色】13番窓口（2階）
対象者	手続き	必要なもの
保育園児などの保護者	お子さまに関して 受けられる助成等の 確認、相談	

※委任状は全て委任者（たのむ人）が記入してください。

委任者が字を書くことが困難な場合は、代筆が可能です。（代筆者署名が必要）

委 任 状

令和 年 月 日

都城市長 宛て

該当する権限の□に「✓」を記入してください。

☐ 住民異動届に関すること（転入・転居・転出・世帯分離・世帯合併等）
☐ 戸籍関係・身分証明書などの交付請求書 ※本籍地及び筆頭者の欄に記入が必要
☐ 住民票の写しなどの交付請求書
☐ 税証明書等申請書
☐ その他（ ）
証明書等の使用目的

住 所

委 任 者
（たのむ人）

氏 名

④※自書でない場合は押印又は指印が必要

生年月日 【明・大・昭・平・令】 年 月 日

電話番号

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

本 籍 地

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

筆 頭 者

私は、自ら窓口にこられませんので、次の者を代理人と認め権限を委任します

住 所

代 理 人
（窓口に来る人）

氏 名

生年月日 【明・大・昭・平・令】 年 月 日

電話番号

※日中に連絡のとれる連絡先

《代筆の場合》

※上記委任者は、字を書くことが困難なため、委任状の内容について本人に了承を得た上で代筆しました。

代筆者署名

④※自書でない場合は押印が必要

《重要事項》

※請求者本人が窓口申請に来られない場合は、委任状が必要になります。

※窓口に来られる代理人の方は必ず本人確認ができる、顔写真付きの身分証明証をお持ちください。

※法人の場合は、代表者印等を押印してください。

※外国人住民の場合、在留カードまたはパスポートにあるアルファベットで氏名を記入してください。

※偽り、その他の不正な手段により交付を受けた場合は処罰の対象になります。

（住民基本台帳法第50条、戸籍法135条、刑法第159条）

※委任状は全て委任者（たのむ人）が記入してください。

委任者が字を書くことが困難な場合は、代筆が可能です。（代筆者署名が必要）

委任状

令和〇年〇〇月〇〇日

都城市長 宛て

該当する権限の□に「✓」を記入してください。

☐	住民異動届に関すること（転入・転居・転出・世帯分離・世帯合併等）
☒	戸籍関係・身分証明書などの交付請求書 ※本籍地及び筆頭者の記入が必要
☐	住民票の写しなどの交付請求書
☐	税証明書等申請書
☐	その他（ ）
証明書等の使用目的 パスポート申請のため	

住 所 都城市〇〇町〇街区〇〇号

氏 名 都城 太郎 都城 ④※自書でない場合は押印又は指印が必要

委任者
（たのむ人）

生年月日 【明・大・昭・平・令】 〇年〇〇月〇〇日

電話番号 〇〇〇 - △△△△ - ×××× 戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

本 籍 地 都城市〇〇町〇〇〇〇番地

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

筆 頭 者 都城 一郎

私は、自ら窓口にこられませんので、次の者を代理人と認め権限を委任します

住 所 都城市〇〇町〇号〇番地

代理人
（窓口に来る人）

氏 名 都城 次美

生年月日 【明・大・昭・平・令】 〇年〇〇月〇〇日

電話番号 ××× - △△△△ - 〇〇〇〇 ※日中に連絡のとれる連絡先

《代筆の場合》

※上記委任者は、字を書くことが困難なため、委任状の内容について本人に了承を得た上で代筆しました。

代筆者署名 都城 次美 都城 ④※自書でない場合は押印が必要

《重要事項》

※請求者本人が窓口申請に来られない場合は、委任状が必要になります。

※窓口に来られる代理人の方は必ず本人確認ができる、顔写真付きの身分証明証をお持ちください。

※法人の場合は、代表者印等を押印してください。

※外国人住民の場合、在留カードまたはパスポートにあるアルファベットで氏名を記入してください。

※偽り、その他の不正な手段により交付を受けた場合は処罰の対象になります。

（住民基本台帳法第50条、戸籍法135条、刑法第159条）

委 任 状

☐ 児童手当法による児童手当又は特例給付の認定請求ならびに別居監護申立

☐ 都城市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費受給資格登録申請、変更（喪失）届出書兼再交付申請及び受領

に関する一切の権限を、_____に委任します。

令和 年 月 日

委任者	住所
	氏名

受任者（代理人）	住所
	氏名

記入例

※全て委任者本人が自書し、代理人にお渡しください。

委 任 状

☒ 児童手当法による児童手当又は特例給付の認定請求ならびに別居監護申立

☒ 都城市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費受給資格登録申請、変更（喪失）届出書兼再交付申請及び受領

に関する一切の権限を、都城 太郎に委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任者

住所 都城市〇〇町〇号〇番地

氏名 都城 花子



※自書でない場合は、押印が必要です。

受任者（代理人）

住所 都城市〇〇町〇街区〇〇号

氏名 都城 太郎

各種証明書の発行について

マイナンバーカードを使って、コンビニやMailmall(市立図書館入口)等にあるマルチコピー機で、各種証明書を取得できます。なお、市民課の窓口で取得する場合は、ピンク⑤窓口です。

○必要なもの…本人確認書類

(顔写真つきのもの。コンビニ交付については、マイナンバーカードに限る。)

チェック欄	証明書名	窓口 での手数料	コンビニ等 での手数料	広域 交付	注意事項
☐	住民票の写し	300円	150円	○※	故人の住民票は、窓口請求のみ可能。 （請求理由が必要です。）
☐	戸籍全部事項証明書	450円		○	どの種類の戸籍（どのような内容が記載されたもの）が必要なのかは、提出する関係機関にご確認の上、請求ください。
☐	戸籍一部事項証明書				
☐	除籍全部事項証明書		○		
☐	除籍一部事項証明書				
☐	改製原戸籍謄本	750円	○		
☐	改製原戸籍抄本				
☐	除籍謄本		○		
☐	除籍抄本				
☐	戸籍の附票	300円	150円		
☐	死亡届（死亡診断書） 届書等情報内容証明書	350円	コンビニ等 では取得できません。		原則法令で定めのある場合のみ発行が可能。 ※葬儀社から渡される死亡届（死亡診断書）のコピーは大切に保管しておいてください。コピーで手続きができる場合があります。
☐	印鑑登録証明書	300円	150円		亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。

広域交付について

【戸籍】従来、本籍地の市区町村のみで取得可能だった戸籍(除籍)証明書が本籍地以外の全ての市区町村で取得できるようになりました。

※【住民票】住所地以外の市区町村でも住民票を取得できますが、本籍・筆頭者を記載することはできません。

空き家等情報バンク制度

空き家バンクとは？

空き家等情報バンクは、空き家・空き地を貸したい・売りたいと考えている人が物件情報を登録するものです。居住する人がいなくなった、管理するのが大変になったなどの理由で物件等を手放すことを考えている方は是非活用してください。
なお、空き家と一緒に付属する農地の登録も可能です。

空き家等情報バンク		人口減少対策課（空き家相談センター） TEL 0986-23-8067 本庁舎東館5階	
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの
☐	物件を 貸したい人 売りたい人	空き家等情報バンク登録申込	・印鑑 ・位置図 ・間取り図 ・写真（全景及び、正面道路との位置関係がわかるもの各1枚以上ずつ） ・運転免許証などの身分証明書の写し ・土地、建物の登記事項証明書の写し（建物未登記の場合は、固定資産課税明細書） ・都城市空き家等情報バンク登録カード

農業施設情報バンク

農業施設情報バンクとは？

市内の使われなくなった農業用施設（畜舎・ハウス等）の情報を一元化し、新規就農希望者等へ情報を提供（マッチング）するものです。長年かけて作り上げてきた基盤を有効活用し、新たな農業の担い手へつないでいくために活用してください。

農業施設情報バンク		農政課 TEL 0986-23-2768 本庁舎東館4階	
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの
☐	農業用施設を 貸したい人 売りたい人	農業施設情報バンク登録申込み	・都城市農業施設情報バンク登録カード（様式第1号） ・同意書兼誓約書（様式第2号） ※窓口や市HPにて取得いただけます。

市役所以外での手続き

区分	手続き内容	手続き先	手続き方法・必要なもの	手続きを行える人	備考
その他市役所以外で行う手続き	預貯金口座等 ※各金融機関での取引状況等によって必要なものが異なります。	宮崎銀行	お手続きによって内容が異なりますので、詳しくはお取引のあった店舗までご連絡ください。	・相続人代表者 ・遺言執行者 ・受遺者 ・相続財産管理人 など	
		ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行指定の「相続確認表」をホームページからダウンロードまたは窓口で取得し、ご記入の上ゆうちょ銀行または郵便局窓口にご提出ください。ご提出後1～2週間程度で「必要書類の案内」を郵送いたしますので、案内に沿って相続手続きに必要な書類をご準備ください。		原則として「相続確認表」をご提出いただいた窓口相続に必要な書類を提出してください。
		九州労働金庫	・故人の出生～死亡までの戸籍（除籍）謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明書 ・通帳、証書、キャッシュカード ・相続人代表者の免許証 など		・故人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本については、法定相続情報一覧図（認証文付き）でも可。 ・遺産分割協議書を作成している場合は、遺産分割協議書の原本が必要。
		宮崎第一信用金庫	・預金通帳、証書 ・出資証券 ・故人の戸籍謄本（除籍名記載） ・故人の改製原戸籍 ・相続人の戸籍謄本（全員または一部） ・戸籍の附票（全員または一部） ・相続人の印鑑証明書（全員または一部） ・実印（全員または一部） ・遺産分割協議書 ・公正証書遺言書 ・自筆証書遺言書 ・家庭裁判所発行（遺言書の検認書、審判謄本＋確定証明書、遺産分割申立事件調書謄本、遺言執行者選任審判書謄本、相続人財産管理人選任審判書謄本、限定承認申述受理「審判書」謄本） ・法務局発行（法定相続情報一覧図） ・手続者（申出者）の顔写真入の本人確認書類 ・当金庫所定の依頼書等		・手続き先は、被相続人が取引されていた営業店 ・印鑑証明書及び戸籍謄本は原則6ヶ月以内のもの
		宮崎太陽銀行	・通帳 ・故人の生まれた時からの戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人代表者の本人確認書類 など		遺産分割協議書があれば提示をしていただくと省略可能な書類もあります。
		JA宮崎都城地区本部	お手続きによって内容が異なりますので、詳しくはお取引のあった店舗までご連絡ください。		
		鹿児島銀行	・通帳、証書 ・キャッシュカード ・故人の戸籍謄本または法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」 ・相続人全員の印鑑証明書 ・遺産分割協議書 など ・各種念書（必要に応じて） ・公正証書遺言（ある場合）		
	健康保険（国保、後期高齢以外）	各健康保険の加入先	加入している健康保険の窓口でお尋ねください。		
	心身障害者扶養共済制度年金	県の障がい福祉課	宮崎県の福祉保健部障がい福祉課にお尋ねください		県の障がい福祉課 0985-32-4468
	浄化槽の清掃	株式会社 都城北諸地区 清掃公社	直接お電話でお問い合わせください。継続して使用する場合は、お手続きが必要です。		0986-38-0234
	浄化槽の休止・廃止	宮崎県 都城保健所	直接お電話でお問い合わせください。		0986-23-4504 （浄化槽の清掃が済んでから連絡してください。）

市役所以外での手続き

区分	手続き内容	手続き先	手続き方法・必要なもの	手続きを行える人	備考
その他市役所以外で行う手続き	携帯電話	DoCoMo	- 死亡の事実が確認できるもの（葬儀の案内状 や死亡診断書等） - ドコモUIMカード - ご来店される方の身分証明書（顔写真付き証明）	ご来店可能な方	ご契約の内容により手続きの内容が異なります。詳しくはお近くのドコモショップまでお問合せください。
		au	- au電話機本体 - 来店者のご本人様確認書類（原本） - 故人の戸籍謄本、除籍謄本、会葬礼状、死亡届等の死亡の事実が確認できるもの	相続人代表者	ご契約の内容により手続きの内容が異なる場合があります。詳しくはお取引のあったauショップまでお問合せください。
		その他	お取引のあった契約会社にお問い合わせください。		
	固定電話	各契約会社	- NTT西日本でご契約の方は、ホームページまたはお電話等で「利用休止」、「契約解除」のお手続きが可能です。 - その他につきましては、お取引のあった契約会社にお問い合わせください。		詳細につきましてはお取引のあった契約会社までお問い合わせください。
	ガス	宮崎ガス	お電話にて今後の利用についてお手続き可能	相続人代表者 または今後ご利用される方	都市ガスの場合は宮崎ガスまでお問合せください。LPガスであればご利用のLPガス会社へお問合せください。
	電気	九州電力(株)	電気ご使用量のお知らせ（毎月の検針票）	相続人代表	お申込みは、九州電力とご契約が存在するお客様に限ります。
	郵便物	郵便局	直接お電話いただくか、配達員が訪問した際に確認させていただきます。	ご遺族	
	軽自動車	軽自動車検査協会・宮崎事務所	直接お電話でお問い合わせください。		（住所）宮崎市大字本郷北方鶴戸尾2729-4 （TEL）050-3816-1760（音声案内）
	125ccを超えるバイク	九州運輸局・宮崎運輸支局	直接お電話でお問い合わせください。		（住所）宮崎市大字本郷北方鶴戸尾2735-3 （TEL）050-5540-2088（音声案内）
	不動産登記相続（土地・家屋等）	宮崎地方法務局 都城支局	- 登記申請書 - 相続関係説明図 - 遺言書（ある場合） - 遺産分割協議書 - 被相続人（死亡された方）の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本等の全部（遺言書がある場合は一部省略可） - 相続権のある方（全員）の戸籍謄本または戸籍抄本 - 相続権のある方（全員）の印鑑証明書 - 相続人の住民票 - 被相続人の戸籍附票または住民票除票（本籍地・最後の住所・登記簿の住所のつながりのわかるもの。住所がつかない場合は、登記済証または不在籍不在住証明書と登載証明書（資産税課）） - 被相続人の名寄帳または納税通知書または評価証明書 - 収入印紙 評価額の1000分の4	- 相続人 - 代理人申請可（委任状必要）	※相続人ご自身が登記申請を行うことを希望される場合には電話で相談予約をお取りください。 （住所）都城市上町2街区11号 （TEL）0986-22-0490 （音声ガイド）
○上記に記載されているもの以外で、各契約会社で所定の書類を提出していただく場合がございますので、詳細につきましては故人の契約があった会社にお問合せください。 ○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。 ○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。 ○戸籍、住民票、印鑑証明書等：本庁市民課、各総合支所地域生活課または各地区市民センター ○所得証明書、課税証明書等：本庁市民課、各総合支所地域生活課または各地区市民センター ○証明書の発行には所定の手数料がかかります。					

家庭ごみの処分

ごみの収集日や収集時間は居住地域によってあらかじめ決まっています。(ごみ収集カレンダー日程表)
土・日の収集は行っていませんのでご注意ください。
また、処分する量が多量にある場合は、分別した上で下記施設に搬入してください。

施設名	処分物	施設概要
クリーンセンター	- 燃やせる粗大ごみ (サイズ制限あり) - 燃やせるごみ	【所在地】 都城市山田町山田7599番地5 【Tel】 0986-45-6677 【受付日時】 月～金、日曜日 (12/31、1/1～1/3を除く。) 8:30～12:00 13:00～16:30 【処分料金(税込み)】 一般家庭 1回につき50kgまでごとに250円
リサイクルプラザ	- 燃やせない粗大ごみ - 燃やせないごみ - 有害ごみ - 危険ごみ - 資源ごみ	【所在地】 都城市下水流町4028番地11 【Tel】 0986-36-3900 【受付日時】 月～金、日曜日 (12/31、1/1～1/3を除く。) 8:30～12:00 13:00～16:30 【処分料金(税込み)】 一般家庭 300kg以下は無料 ※超過分は20kgごとに110円

○テレビ、冷蔵庫 (冷凍庫含む)、洗濯機 (衣料乾燥機を含む)、エアコン (室外機を含む)
家電4品目の処分について リサイクルプラザには持ち込めません。

家電リサイクル法の規定に従い下記のいずれかにより処分しましょう。

- ★家電販売所に依頼する。
- ★指定取引所に問合せ(必須)後直接自己搬入
- ★市が許可する家電4品目収集運搬業者へ依頼する。



右表の市が許可する 家電4品目収集運搬業者 に依頼してください。 (有料)	家電4品目収集運搬業者名	電話
	(株)都城北諸地区清掃公社	0986-52-5636
	(株)エコロ	0986-27-5225
	太信鉄源(株)都城支店	0986-47-1631
	光産業(有)	0986-57-3778
	(株)小林アルミ	0984-27-0070

○粗大ごみの収集について (有料)

処理施設への直接搬入が困難な場合に限り、市が有料で1回につき5品目まで収集します。
事前の予約が必要です。日程についてはご希望に添えないことがあります。

- ・申込先 環境業務課 ☎0986-24-5560
 - ・料金 1品目200円～1,500円(消費税別)
- 予約状況と品目により収集を増減する場合があります。



※多量の場合は右表の 収集運搬業許可業者 に依頼してください。 (有料)	収集運搬業許可業者名	電話
	(株)都城北諸地区清掃公社	0986-52-5636
	(株)山崎紙源センター	0986-23-5731
	(有)南九州環境	0986-22-5504
	(株)エコロ	0986-27-5225
	光産業(有)	0986-57-3778
	つやげん九州(株)	0986-25-2828
	インダスト	0986-80-3046
	(株)小林アルミ	0984-27-0070

○家庭ごみの出し方・分
け方についての詳細は
右のQRコードから



○都城市の公式LINEアカウントのト
ーク画面でごみの名称を入力することでご
みの分別や出し方を簡単に調べること
が出来ます。



死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q: 市役所での主な手続きはどのようなものがありますか。

A: 下記に記載しておりますが、詳細はこの冊子をご覧ください。

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税金関係：亡くなった方によって、お手続きが必要な場合があります。

Q: 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか。

A: ご案内いたしますのではじめにおくやみ窓口にお越しください。

手続きに必要な書類は、市役所でもご案内しています。

市役所で取得する証明書（戸籍等）が必要になります。

Q: 亡くなった方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A: 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。

お持ちいただくものについては、この冊子をご覧ください。

Q: 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか。

A: 原則として死亡届を受理した日から約4日目（閉庁日含まず）から交付できます。

届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例) 1日(月)に届けた場合：×2日(火) ×3日(水) ○4日(木)

※夜間や閉庁日の宿日直預かり分は、翌開庁日からの起算となります。

ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、おくやみ窓口にご相談ください。

Q: おくやみ窓口の受付予約はできますか。

A: 受付の予約はしていませんので、来られた方から順次受付させていただきます。

また、おくやみ窓口では、市役所内での手続きで使用する申請書等を作成し、

各課をご案内しますので、お客様自身がそれぞれの課で手続きしていただく必要がございます。

時間によっては混み合う場合もありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

庁舎案内

本庁舎	
7F	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
6F	情報政策課
5F	議場、議会事務局、ふるさと納税局、みやこんじょPR課、スポーツ政策課、都城市スポーツコミッション、企業立地課、商工政策課、人口減少対策課、移住・定住サポートセンター、空き家相談センター、
4F	市長室、副市長室、秘書広報課、総合政策課、デジタル統括課、農政課、農産園芸課、畜産課、財政課、農村整備課、農業委員会事務局
3F	危機管理課、総務課、職員課、フィロソフィ推進課、財産活用課、契約課、技術検査室、都市計画課、建築対策課、住宅施設課、道路公園課、維持管理課
2F	資産税課、納税管理課、市民税課、保育課、健康課、こども家庭課、地域振興課、市民相談室、保護課、福祉・就労支援コーナー（南別館連絡通路）
1F	総合案内、市民課、保険年金課、こども政策課、ふくしの相談窓口、福祉課、障がい福祉課、介護保険課、社会福祉協議会、宮崎銀行、会計課
B1F	いきいき長寿課、マイナンバーカードサポートセンター
B2F	売店

北別館	
3F	環境政策課、森林保全課、環境施設課
2F	男女共同参画センター、消費生活センター
1F	文化財課、国際化推進室、国際交流協会

南別館	
3F	国スポ・障スポ推進課、育英会
2F	教育総務課、生涯学習課、学校教育課（本庁舎連絡通路）
1F	

